



青色情報

No.665
9月・10月号
令和7年9月2日発行

津青色申告会

津市丸之内12-1
TEL 059-225-6555
FAX 059-224-6670
tsu-airo@zvtv.ne.jp

粗品プレゼント

※9月26日(金)・10月22日(水)・11月7日(金)は、事務局研修会の為、閉館いたします。

青色申告特別控除65万円にチャレンジしてみませんか?
個別 ブルーリターンA 体験講習会
消費税・イータックス対応のパソコン会計ソフトブルーリターンAで青色申告特別控除は65万円。個別体験講習会にご参加ください。

◇日 10月6日(月)・7日(火)
10月20日(月)・21日(火)
◇時間 午前10時 午後1時 午後3時

今年最後の「ブルーリターンA」体験講習会
パソコンがあればOK。消費税対応。
青色申告特別控除65万円も適用。
e-Tax対応。
11月5日(水)・6日(木)
11月27日(木)・28日(金)
時間 午前10時と午後2時
日々の入力(パソコンへの打込み)だけで、減価償却・決算書・申告書が自動的に出来ます。

〔所得税・消費税〕説明会
消費税課税事業者の方は是非ご参加ください!
◇日 10月16日(木)・17日(金)
◇時間 午前10時 午後1時 午後3時
◎税理士先生による「記帳点検」は11月14日に行います。

記帳点検
毎日記帳している帳簿の点検をします。ご都合の良い日にお出掛け下さい。
日時 11月14日(金)
午後1時半～午後3時半

<持参> 帳簿・伝票・前年決算書控等関係書類

◎ご出席の方には
「記帳点検済」印を押させていただきます。

〔指導〕 東海税理士会津支部

<青色教室> **正しい決算**
仮決算書(損益計算書、貸借対照表)を作りましょう。
11月17日(月)・18日(火)
午前10時～11時半・午後2時～3時半

パソコンによる減価償却の計算
一度パソコンへ減価償却の計算を入力しておく、毎年自動計算されます。
決算時には正しい計算表を印刷してお渡します。
手書きによる計算は必要なくなります。
お気軽に連絡下さい。

【お断り】2月の税理士先生の税務相談では、手計算による減価償却の計算はお断りします。ご了承下さい。

青色ドック 年に一度の健康診断
◇日 10月22日(水)
10月23日(木)
(希望日をお選びいただけます)
◇場所 メッセウイング・みえ
(津市北河路町)
<ご案内>
☆詳しくは、8月中旬にお送りしました『検診内容の詳細』と『申込書』をご覧の上、**検診申込書**でお申込下さい。
お問い合わせは事務局へどうぞ

【青色共済+傷害特約】
月2,250円
健康審査無用・支払い速やか・大きな安心・
病気とケガの総合保障
☆ケガの通院は1日目から1,500円の通院給付
☆国内はもちろん、海外での事故も保障
<お問合せ お申込は事務局へ>

青色申告会がつくった、初心者にやさしいパソコン会計ソフト『ブルーリターンA』をお勧めします。
価格33,000円(税込)
(3年分の保守料13,200円含)
ー使いやすくて簡単。指導相談も万全ー
青色申告特別控除最大65万円適用。
消費税申告・イータックスにも対応します。
お問合せ申込みは事務局へどうぞ。
◎記帳専用ソフトで1年間お試しも可能です
体験ご希望の方はお申し込みください

みえ共済特別キャンペーン実施

令和7年6月1日 ~ 令和7年11月30日

パールシニア共済

(引受基準緩和型商品)

持病がある方でもご加入いただける医療共済
ケガや病気の入院保障!がんにも手厚く備えることができます

共済掛金 3,200円/月
加入年齢 満55歳から満79歳まで

すこやか共済

通院1日目から保障する傷害共済
日常生活に潜む、さまざまなケガに備えることができます

共済掛金 900円/月
加入年齢 満6歳から満79歳まで

所得補償共済

ケガや病気による就業不能を補償します
地震や津波によるケガなども対象となります

共済掛金 500円/月~
加入年齢 満15歳から満64歳まで

この機会にご検討ください!

詳しくは、

津青色申告会

TEL 059-225-6555



まで

令和7年度 税制改正のポイント（所得税）

（国税庁：源泉所得税【令和7年分以降】基礎控除の見直し等）

令和7年度（2025年度）の税制改正では、所得税に関して「基礎控除の見直し」「給与所得控除の最低保障額の引上げ」「特定親族特別控除の創設」「扶養控除等・勤労学生控除の所得要件緩和」などが行われます。これらは令和7年（2025年）分の所得税から適用され、年末調整は令和7年12月以降の手续に反映されます。

■ 基礎控除の見直し（令和7年・8年度）

合計所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円
132万円超～336万円以下	88万円（令和9年分以後は58万円）
336万円超～489万円以下	68万円（令和9年分以後は58万円）
489万円超～655万円以下	63万円（令和9年分以後は58万円）
655万円超～2,350万円以下	58万円（改正前：48万円）
2,350万円超	0円（控除なし）

■ 給与所得控除の改正

給与所得控除の最低保障額が55万円→65万円に引き上げられます。

■ 特定親族特別控除（新設）

対象：19歳以上23歳未満の親族（配偶者や専従者を除く）で、合計所得が58万円超～123万円以下の場合、1人につき最大63万円の控除が受けられます。年末調整で適用するには「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出が必要です。

■ 扶養控除等・勤労学生控除の所得要件緩和

扶養親族・同一生計配偶者の合計所得要件が48万円→58万円に緩和。ひとり親の子の要件も58万円以下に引上げ。また、勤労学生控除の合計所得要件も75万円→85万円に緩和されました。

■ 年末調整・実務の留意点

- ・令和7年12月以後の年末調整から新ルールを適用。
- ・「扶養控除等申告書」「特定親族特別控除申告書」の提出漏れ確認。
- ・給与計算システム（基礎控除・給与所得控除の金額、判定ロジック）を更新。
- ・勤労学生控除の控除額（27万円/住民税26万円）と合計所得85万円以下の要件を社内ガイドに追記。
- ・中途入社/退職者の年末調整処理、源泉徴収票の表示項目（人的控除）を確認。
- ・学生アルバイトの年収見込み（150万円の目安）と親の扶養判定（特定扶養150万円）を事前案内。
- ・不明点は国税庁パンフやQ&A、所轄税務署へ確認。

■ 詳しくはこちら

国税庁のホームページ：

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>



津市 不足額給付・調整給付金のご案内

（令和6年度 定額減税 関連）

定額減税と調整給付金とは？

令和6年度の定額減税（1人4万円：所得税3万円+住民税1万円）は、税額が少なく減税を受けきれない方もいるため、その場合には調整給付金（当初給付）が現金で支給されました。さらに、実際の所得や扶養人数が確定した結果、当初の給付だけでは不足が生じた場合には、不足額給付Ⅰとして差額が追加で支給されます。

不足額給付の種類

- ・① 不足額給付Ⅰ（差額給付）：当初の調整給付金より実際の給付額が多い場合に差額を支給。差額は1万円単位で切上げ。
- ・② 不足額給付Ⅱ（補足的支援）：定額減税も調整給付金も対象外の方（例：青色専従者、事業主本人、扶養に入っていない非課税の方）へ一律4万円（国外居住者は3万円）。

津市の発送スケジュール

- ・8月5日：不足額給付Ⅰ「支給のお知らせ」発送（手続不要・登録口座へ自動振込）。
- ・8月18日：不足額給付Ⅰ「支給確認書」・不足額給付Ⅱ「申請書」発送。
- ・令和6年1月以降に転入の方：令和7年9月上旬から順次発送予定。

届いたらどうする？

- ・支給のお知らせ：手続不要（登録口座に自動振込）。
- ・支給確認書（不足額給付Ⅰ）：内容確認のうえ返送 or オンラインで申請。
- ・申請書（不足額給付Ⅱ）：記入して郵送 or マイナポータルで申請。

申請期限・問い合わせ

申請期限は令和7年10月31日までです。期限を過ぎると給付を受けられません。

お問い合わせはこちらまで：

津市 給付金コールセンター（0120-772-668、平日8:30～17:15、令和6年8月1日～令和7年10月31日）

詳しくはこちら→

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1739599438526/index.html>



※各市町村により取り扱いが異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。